

## 第7回農業委員会総会(令和2年9月18日)

事務局 (赤羽根 泰啓)

おはようございます。定刻前ですが、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきたいと思えます。只今の出席委員は12名でございます、定足数に達しておりますので、只今から令和2年度第7回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は3名の推進委員さんが総会の傍聴で出席しております。また本日は矢村事務局長が、議会の最終日ということで議会の方に出席しておりますので、私(赤羽根)の方で進めさせていただきます。宜しくお願い致します。  
まず初めに会長よりご挨拶を申し上げます。

議長 (高久 和司)

皆さんおはようございます。農作業も何かと忙しい時期になりました、天気が安定しませんので、農家の方はお困りではないかと思えます。本日はご出席いただきましてありがとうございます。  
去る11日に栃木県の会長・事務局長会議がありまして、その中で新たな職業農業農村基本計画についての説明がありました。平成27年度に於いては耕地面積が440万ha、農業従事者208万人ということでしたが、令和12年度を見てもみると、農業従事者は140万人で、農地は390万haということで、かなり減るのではないかと予想がされています。ただ国の施策等によって、そんなには減らないように努力をするということでございますので、私たちもそういう施策を注視しながら、農地面積が減らないように皆さんと共に監視して行きたいなと思っております。今日は宜しくお願いします。以上です。

事務局 (赤羽根 泰啓)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

( 憲 章 朗 読 )

事務局 (赤羽根 泰啓)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長 (高久 和司)

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は議席順となっておりますので、本職より指名致します。

3番 薄井正志委員 4番 大平康市委員をご指名致します。宜しくお願い致します。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (高久 和司)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の薄井正志委員、調査の報告をお願い致します。

3 (薄井 正志)

議案第1号番号1についての調査の報告を申し上げます。

(譲渡人) 寺子丙〇〇 Aさん

(譲受人) 寺子丙〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積については記載の通り間違いございません

権利移転・設定の事由:(譲渡人)労働力不足のため

(譲受人)稲作拡張のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

調査の結果、譲渡人はアスパラガスの栽培を行っており、水田まで労力がまわらない為売却したいとのことです。

譲受人は労力不足の為耕作できない農地を買い受けて、稲作拡張を図りたいとのことです。

本件は好ましい申請であると思われまます。

なお9月14日高久会長、調査班第2班大島和明委員、和知伸子委員、佐藤秀明委員並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がありましたらお伺い致します。

9 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)  
担当委員の調査報告及び調査委員の意見がおわりましたので質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)  
質問なしの声がありますのでお諮り致します。  
「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)  
異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。  
次に2番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願い致します。

1 (薄井 久志)  
議案第1号番号2についての報告を申し上げます。  
(譲渡人)横岡〇〇 Cさん  
(譲受人)蓑沢〇〇 Dさん  
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。  
権利移転・設定の事由:(譲渡人)耕作できないため  
(譲受人)経営規模拡大のため  
贈与による所有権移転  
取得者の経営状況は、記載の通りでございます  
調査の結果、譲渡人は高齢で耕作できない為、親戚である譲受人に贈与による所有権移転をするということになりました。耕作できない譲渡人が、規模拡大を図る譲受人に土地を譲るという好ましい案件だと思われまます。  
なお9月14日調査班第2班大島和明委員、和知伸子委員、佐藤秀明委員並びに事務局の現地調査も行われております。以上です。

議長 (高久 和司)  
調査委員の大島和明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (大島 和明)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)

議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

3頁をお開き下さい。

議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の大島和明委員、調査の報告をお願い致します。

7 (大島 和明)

議案第2号番号1について調査の報告を致します。

(貸人) 寺子丙〇〇 Eさん

(借人) 豊原丙〇〇 F自治会 会長 Gさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分: 第2種

転用の事由: 借人のF自治会は、公民館の老朽化による新築を計画しており、建築予定地に隣接した当該農地を公民館利用の際の駐車場用地として転用したい

使用賃借権の設定 期間: 許可の日から20年

※恒久的に××円ということです。

転用の概要: 駐車場用地 ××㎡

資金計画: 駐車場造成費 ××円 全額自己資金

総合意見ですが、申請地は狭い農地でもあり、作付けもなされておられません。また、この地の隣に公民館を予定している為、駐車場への転用はやむを得ないと思われれます。

なお9月14日調査班第2班高久会長、和知伸子委員、佐藤秀明委員並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

8 (佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意致します。特に付け足すことはございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

- 2 (磯 由起子)  
よくわからなくてお聞きしたいのですが、この場合転用ですよね。転用でそのまま売買の場合は、これだけで宜しいのですか。転用してから、また売買にするという2段階にするのではなく、転用＝(イコール)売買ですよね。これ一つで大丈夫という事でしょうか。
- 7 (大島 和明)  
貸借です。
- 2 (磯 由起子)  
すみません。少し勘違いしたようですが、貸借で××万円ということですか。恒久的にということですが。
- 7 (大島 和明)  
ご本人が現在高齢者ホームにいて身寄りが無い為一時金として××万円で貸借としてです。
- 2 (磯 由起子)  
わかりました。

議長 (高久 和司)

その他ございますか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

議長 (高久 和司)

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、担当委員の井上一雄委員、調査の報告をお願い致します。

6 (井上 一雄)

議案第2号番号2について調査の報告を致します。

(賃貸人)高久甲〇〇 Hさん

(賃借人)高久甲〇〇 I株式会社 関東支社  
那須管理事務所長 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分:第1種

転用の事由:高久丙地内の袴道橋(山梨橋)の耐震補強工事の下部を施工するための工事用  
道路及び橋脚前面の掘削土の仮置き場として使用したい

賃借権の設定(一時転用) 期間:許可の日から××ヵ月間

転用の概要:工事用道路及び土砂置場 ××m<sup>2</sup>

資金計画:用地賃借費××円 建設費××円 土砂撤去費××円

耕作地整地費××円 合計××円 全額自己資金

調査の結果、事業の概要なのですが、平成28年4月14日に発生した熊本地震をふまえて、国土交通省は高速道路、直轄の国道や道路を跨ぐ跨道橋等のロッキング橋脚について令和元年度までに耐震補強の完了を目指す方針を示しています。同年11月には本所より正式に文書が発せられ、ロッキング橋脚を有する自治体に跨道橋を東日本高速道路株式会社が耐震補強対策を実施することになったということでございます。

那須管理事務所に於いても管内に対象となる橋脚は12あるそうです。工事の方は平成30年度より着手しておりまして、山梨の橋については、令和元年12月から実施している状況であります。この件については、昨年11月頃、一時転用でやはり出されておりまして、工事の関係でご案内ということで再度申請したというような概要でございます。

また総合意見としまして、申請地は保全管理地の水田で高速道路に隣接しており、橋の工事をするには申請地を使用しないと工事ができない為やむを得ない申請と思われまます。

なお9月14日調査班第2班大島和明委員、和知伸子委員、佐藤秀明委員と高久会長並びに事務局の現地調査も行われておりますので報告致します。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の和知伸子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

9 (和知 伸子)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。



—議案第3号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第3号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

5頁をお開き下さい。

議案第3号につきましては、「非農地証明願について」1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井正志委員、調査の報告をお願い致します。

3 (薄井 正志)

議案第4号番号1について、調査の報告を致します。

(願出人)東京都〇〇 Kさん

埼玉県〇〇 Lさん

宇都宮〇〇 Mさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:【持分×分の×】Kさん 【持分×分の×】Lさん 【持分×分の×】Mさん

利用状況:平成××年頃より山林化し、現在に至る

調査の結果、6頁の地図をご覧ください。中央の濃い網掛け部分が今回の申請地です。薄い網掛けが令和2年4月20日に非農地証明願が申請された土地です。間の白い部分は水路です。総合意見ですが、申請地は令和2年4月20日に、平成××年頃から山林化し、非農地証明が承認された××㎡の土地に隣接した農地であります。当該地については農振地域農用地になっていたことで農用地区域変更後の今回の申請となりました。申請地は現況、大部分が水路敷地となっており、まさに非農地と確認してまいりました。

なお9月14日高久会長と調査班第2班大島和明委員、和知伸子委員、佐藤秀明委員並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の佐藤秀明委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

8 (佐藤 秀明)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に2番について、担当委員は私なので、私の方から調査の報告を致します。

12 (高久 和司)

議案第3号2について、調査報告を致します。

(願出人)高久甲〇〇 Nさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Nさん

利用状況:××年以上前より宅地として利用しており、現在に至る

総合意見を申し上げます。調査の結果申請地は××年以前より住宅として使用していたが、住宅が老朽化し、建替える為に地目の確認をしたところ、畑であるということがわかり、今回の申請となりました。

開拓地に於いては当時配分された土地に宅地ということで、単に図面上の宅地ということで記載しておりますが、実際にはそこに住宅が建っているという人ばかりではないという事です。

既に住宅も建っておりまして、まさに非農地である事を確認して参りました。

なお9月14日調査班第2班大島和明委員、和知伸子委員、佐藤秀明委員並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の大島和明委員、ご意見がありましたらお伺い致します。

7 (大島 和明)

担当委員の意見に賛同し何ら付け加えることはありません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

#### —議案第4号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (高久 和司)

議案第4号 「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

なお1番から4番についてを一括審議と致します。

事務局より説明願います。

**事務局** (赤羽根 泰啓)

7頁をお開き下さい。

議案第4号「農用地利用集積計画の要請」について、1番から4番までの4件について、説明を致します。

1番

設定者:Oさん

被設定者:Pさん

土地の所在:高久甲

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

2番

設定者:公益財団法人 Q公社 理事長 Rさん

被設定者:Sさん

土地の所在:伊王野

地目:田

面積:××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和×年×月×日

対価:現金 ××円

3番

設定者:公益財団法人 Q公社 理事長 Rさん

被設定者:Tさん

土地の所在:伊王野

地目:田

面積: $\times \times \text{m}^2$

利用権の種類:所有権

内容:水田

所有権移転の時期:令和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日

対価:現金  $\times \times$ 円

4番

設定者:公益財団法人 Q公社 理事長 Rさん

被設定者:Uさん

土地の所在:豊原丙

地目:畑

面積:合計 $\times \times \text{m}^2$

利用権の種類:所有権

内容:普通畑

所有権移転の時期:令和 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日

対価:現金  $\times \times$ 円

4件全て良好な案件であると推進委員より報告を受けておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

**議長** (高久 和司)

事務局からの説明が終わりましたので、1番から4番の一括で審議いたします。

何かご質問等ございませんか。

7	<p>(大島 和明)</p> <p>1番についてですが、現金が××円と10a当たり××円というのは整合性がないので、削除したほうが良いと思います。端数が出るので、10アール当たり××円というのは必要ないと思うのですが。</p>
事務局	<p>(赤羽根 泰啓)</p> <p>今後は、端数が出る場合は削除と言いますか、どちらかに統一をするという形で進めさせていただきたいと思います。</p>
議長	<p>(高久 和司)</p> <p>宜しいですか。他にございませんか。</p>
全員	<p>—質問なし—</p>
議長	<p>(高久 和司)</p> <p>質問なしの聲がございますのでお諮り致します。</p> <p>「農用地利用集積計画の要請について」1番から4番を要請することにご異議ございませんか。</p>
全員	<p>—異議なし—</p>
議長	<p>(高久 和司)</p> <p>異議なしと認め、要請する事と決定致します。</p> <p>これをもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和2年度第7回農業委員会総会を閉会いたします。</p>